

## 別紙

「(仮称) 西中国ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見書

風力発電施設及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の配置、規模及び構造（以下「配置等」という。）の検討や環境影響評価の実施にあたっては、以下の事項について遵守していただきたい。

### 1. 全体事項

#### (1) 地域住民等への説明

事業計画や環境影響評価に関する事項については、地域住民等に対し説明会を開催し、積極的に情報を公開し、事業への理解を得るよう努めること。また、本事業の事業実施想定区域は、一級河川高津川水系の上流域であり、本事業の実施により中・下流域の自然環境・生態系等への影響が懸念されることから、中・下流域の住民・関係者に対しても積極的に事業説明や意見聴取を行うこと。

#### (2) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定にあたっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響を整理すること。

#### (3) 事業計画の見直し

本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合や地域住民等の理解が得られない場合は、風力発電施設等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し、基数の削減及び事業の取り止めを含めた抜本的な事業計画の見直しを行うこと。

### 2. 個別事項

#### (1) 騒音及び超低周波音、風車の影

風力発電設置想定範囲から2km範囲内にある住宅について、施設の稼働による騒音及び超低周波音、風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電施設等の配置等を検討するにあたっては、詳細な調査を実施し、可能な限り多くのデータを収集して予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずることで生活環境の保全を図ること。

#### (2) 動植物及び生態系

事業実施想定区域及びその周辺には、クマタカなどの希少猛禽類やコウモリ類の生息が確認されていることから、風力発電施設への衝突事故及び移動の阻害等による影響が懸念され、鳥類の渡り経路になっている可能性もある。また、区域

内に重要な植物群落である「ブナ原のブナ林」も存在するため、風力発電施設等の配置等を検討するにあたっては、専門家からの助言を踏まえ、詳細な現地調査等を実施し、可能な限り多くのデータを収集して適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずることによって動植物及び生態系に影響を与えないこと。

### (3) 河川環境及び土砂対策

事業実施想定区域及びその周辺には、一級河川高津川水系の河川が流れており、希少な水生生物が多く生息している。また、事業実施想定区域の地域住民は井戸水や伏流水を取水し、生活用水として活用している。このため、風力発電施設等の配置等を検討するにあたっては、河川と十分な距離を確保するとともに、設置工事時における土砂の流出抑制対策、供用開始後の雨水排水対策などの必要な措置を講ずることによって、河川環境の保全と生活用水の確保、災害対策に取り組むこと。

### (4) 景観

事業実施想定区域及び周辺には、「しゃくなげの里」や「なつめの里交流館」、「右ヶ谷キャンプ場」、「筋ヶ岳」等の観光交流施設・景観資源が存在し、眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電施設等の配置等を検討するにあたっては、合成写真等を利用した視覚的な眺望景観を示し、地域住民等の意見を踏まえ反映させること。

以上